

第17回愛媛県障がい者スポーツ大会(個人競技)概要

1 目的

障がいのある選手が、継続して行っているスポーツ活動の成果を発揮するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。また、この大会での記録は第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ2025」における愛媛県代表選手選考の参考とする。

2 主催

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会、愛媛県身体障害者団体連合会
特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会、愛媛県手をつなぐ育成会
愛媛県精神障害者福祉会連合会

3 競技運営主管団体

一般財団法人愛媛陸上競技協会、一般社団法人愛媛県水泳連盟、
愛媛県アーチェリー協会、一般社団法人愛媛県卓球協会
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県障害者フライングディスク協会
愛媛県ボッチャ協会、愛媛県ボウリング連盟、愛媛県パラスポーツ指導者協議会
愛媛県理学療法士会

4 実施競技・期日・場所

(1) 水泳

期日：令和7年5月24日(土)
場所：アクアパレットまつやま(松山市市坪西町625-1)

(2) 陸上競技、アーチェリー、卓球(一般卓球)、フライングディスク

期日：令和7年5月25日(日)
場所：愛媛県総合運動公園(松山市上野町乙46)

(3) 卓球(サウンドテーブルテニス(略称：S T T))

期日：令和7年5月25日(日)
場所：愛媛県身体障がい者福祉センター体育館(松山市道後町2丁目12-11)

(4) ボッチャ

期日：令和7年5月31日(土)
場所：愛媛県身体障がい者福祉センター体育館(松山市道後町2丁目12-11)

(5) ボウリング

期日：令和7年6月7日(土)
場所：キスケKIT(松山市宮田町4)

5 参加予定人員 計約3,260人

(1) 水泳

約170人	選手	70人
	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	60人

(2) 陸上競技、卓球(一般卓球)、アーチェリー、フライングディスク

約2,800人	選手	1,300人
	役員・ボランティア等	600人
	介助者・引率・家族等	900人

(3) 卓球(サウンドテーブルテニス(略称：S T T))

約40人	選手	10人
	役員・ボランティア等	20人
	介助者・引率・家族等	10人

(4) ボッチャ

約90人	選手	30人
	役員・ボランティア等	30人

	介助者・引率・家族等	30人
(5) ボウリング		
約160人	選手	60人
	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	60人

6 競技種目 7競技、37種目

- (1) 水泳
自由形 (25m、50m)、背泳ぎ (25m、50m)、平泳ぎ (25m、50m)、
バタフライ (25m、50m)、4×50mフリーリレー、
4×50mメドレーリレー〔アクアパレットまつやま〕 (10種目)
- (2) 陸上競技
50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー、
走高跳、立幅跳、走幅跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、
ビーンバッグ投〔ニンジニアスタジアム〕 (15種目)
- (3) 卓球
一般卓球〔体育館〕、サウンドテーブルテニス〔身障センター体育館〕 (2種目)
- (4) アーチェリー
リカーブ(50m・30m、30m・30m)、コンパウンド(50m・30m、30m・30m)
〔多目的広場〕 (4種目)
- (5) フライングディスク
アキュラシー (ディスリート5、ディスリート7)、ディスタンス (座位、立位)
〔補助競技場〕 (4種目)
- (6) ボッチャ〔身障センター体育館〕 (1種目)
- (7) ボウリング〔キスケKIT〕 (1種目)

7 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者
- (2) 身体障害者は、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
知的障害者は、厚生事務次官通知 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。療育手帳の交付を受けていない者は、大会参加時において、その取得の対象に準ずる障害のあることを証明する書類を提出できる者。
※次の内容の確認をもって、その取得の対象に準ずる障害の証明とする。
a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定の写し
b 医師の診断書
c 在籍 (在学、通所、入所) 又は卒業 (退所) 先の所属長による証明
精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、障害者自立支援法施行規則 (平成18年省令第19号) 第36条の規定による自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証取得者。
- (3) 申込時において愛媛県内に現住所 (住民票のある地) を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。
- (4) 各競技の出場区分に該当する者。(別表1参照)

8 その他

本大会の成績は、第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ2025」の愛媛県代表選手の選考資料とする。